

# 笛吹市国民健康保険通信

「国民健康保険加入者の皆さんへみんなの国保を守るために」

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。「みんなの国保を守るため」に、一緒に考えていきましょう。

## 国民健康保険の手続きはお済みですか？

国民健康保険への加入手続きや脱退手続き、変更等の手続きは、本人からの届出が必要となります。届出は、必ず14日以内に行ってください。

Q 国保に加入するときは？

A ・ほかの市町村から転入した日（職場の健康保険に加入していない場合）

・職場の健康保険などをやめた日（退職日の翌日）

・子どもが生まれた日

・生活保護を受けなくなった日

Q 国保をやめるときは？

A ・ほかの市町村へ転出した日、または翌日

・職場の健康保険などへ加入した日の翌日（職場では手続きを行ってくれませんので、必ずご自身で手続きを行ってください）

・死亡した日の翌日  
 ・生活保護を受け始めた日  
 ・後期高齢者医療制度の対象となった日

Q 加入の届出が遅れると？

A 加入資格が発生した時点（届出日ではない）までさかのぼって保険料（税）を納めなければならなりません。

Q 脱退の届出が遅れると？

A 新たに加入した職場の健康保険と国民健康保険の両方に保険料（税）を二重で納めてしまうこととなります。また、国保の保険証を使って医療を負担した医療費は、あとで返していただくこととなります。

Q 市内に引っ越したときは？

A 市内に転居したり、世帯が分かれたり、一緒になったときも届出が必要になります。

## 平成23年度の国保納税通知書は7月中旬に送付します

平成23年度国保税の普通徴収納税通知書は、7月中旬の発送予定です。

納期は、7月末から翌年2月末までの毎月納付です。1年分の国保税を8回に分けて納めます。

特別徴収対象者は、納期に関係なく年金支給からの天引きとなります。

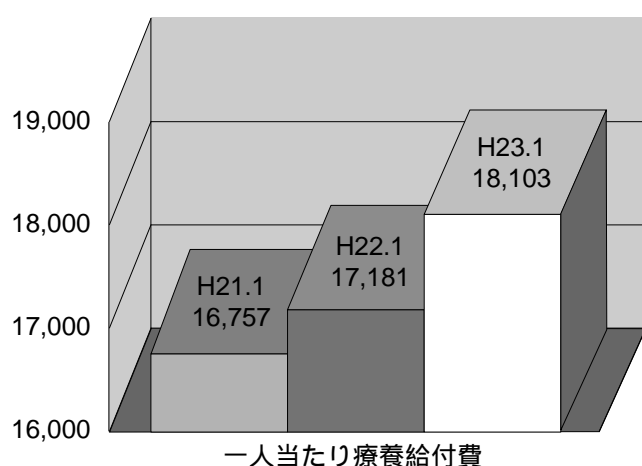
納期は次のとおりです。

第1期	平成23年8月1日
第2期	平成23年8月31日
第3期	平成23年9月30日
第4期	平成23年10月31日
第5期	平成23年11月30日
第6期	平成23年12月28日
第7期	平成24年1月31日
第8期	平成24年2月29日
第6期の口座引落	は12月26日

## 平成23年1月療養給付費は増額!!（国保会計からの支払分の状況）

平成23年1月の一人当たり療養給付費は1万8103円でした。平成22年1月と比較すると922円（+5.4%）の増額となりました。

適度な運動や栄養、休養をバランスよくとり、一人ひとりが健康づくりを心がけ、医療費の節約にご協力をお願いします。



問合せ先  
 国民健康保険課 国保総務担当  
 055(262)4111